

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	DAIKO XTECH株式会社 (旧会社名 大興電子通信株式会社)
【英訳名】	DAIKO XTECH, Ltd. (旧英訳名 DAIKO DENSHI TSUSHIN, LTD.) (注) 2024年6月21日開催の第71回定時株主総会の決議により、2025年 4月1日から会社名を上記の通り変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 松山 晃一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役上席執行役員コーポレート本部長CFO 間瀬 剛志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) DAIKO XTECH株式会社 西日本支社 (大阪府大阪市中央区南本町一丁目8番14号) DAIKO XTECH株式会社 中日本支社 (愛知県名古屋市中区錦一丁目6番5号) DAIKO XTECH株式会社 東日本支社 (埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目122番地)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO松山晃一郎及び取締役上席執行役員コーポレート本部長CFO間淵剛志は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会2023年4月7日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその影響が発生する可能性を考慮して決定しております。

全社的な内部統制の評価範囲については、当社並びに大興テクノサービス(株)、(株)DSR、(株)アイデスとしております。なお、大興ビジネス(株)、(株)AppGuardMarketing、ディ・ネットワークス(株)、名古屋総合システム(株)、(株)CAMI&Co.、(株)ベルテックスについては、財務報告に対する影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、情報通信分野における各種サービスの提供ならびに機器の販売を行っている企業集団の事業特性を考慮し、事業規模を示す指標であると判断した各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から割合を算出し、当連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、財務報告の信頼性に及ぼす影響が大きい売上高、売上原価、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告の重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、繰延税金資産の回収可能性、のれんの評価に関する業務プロセス等を、財務報告の信頼性に及ぼす影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。